

平成31年度税制改正の概要 (車体課税の抜本的見直し)

経済産業省
自動車課

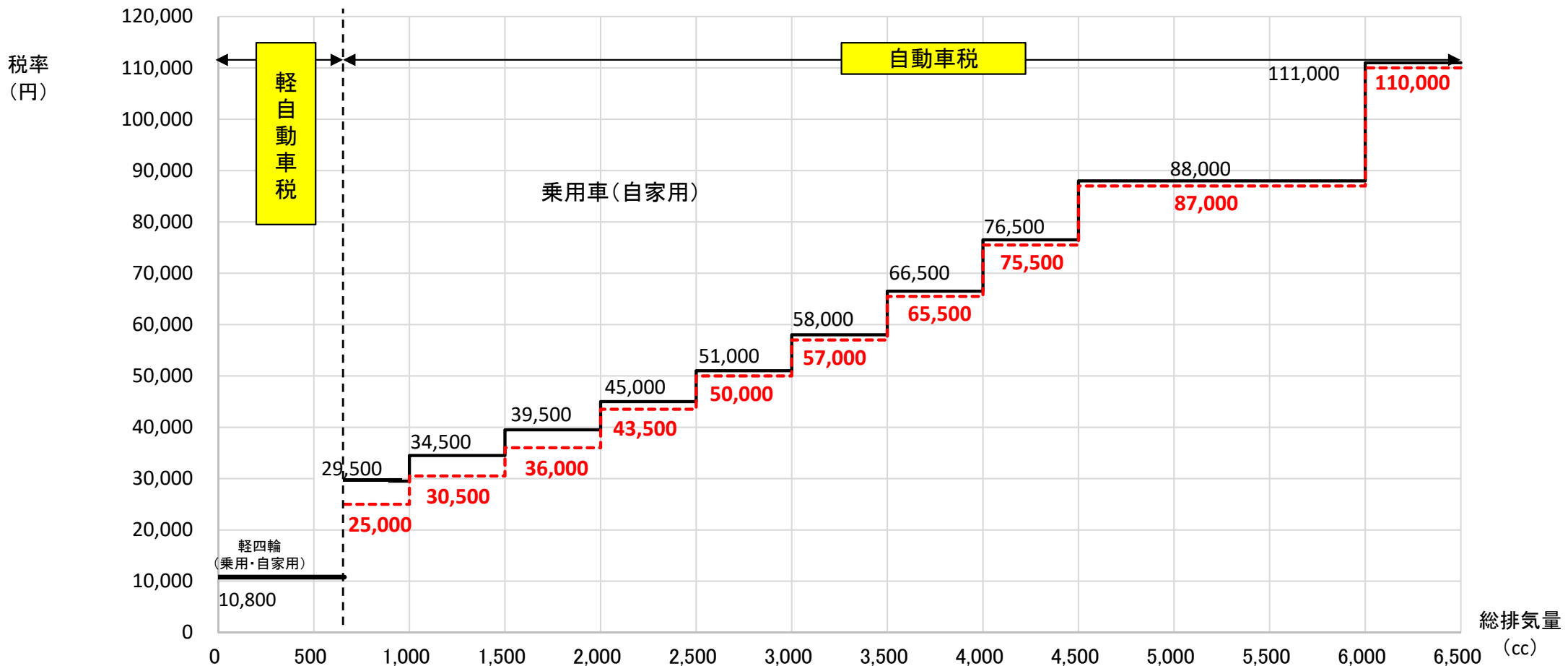
車体課税の抜本的見直し (自動車税・環境性能割・自動車取得税・自動車重量税・軽自動車税)

- 自動車は、**日本経済の牽引役**であるとともに、**重要な生活の足**であることを踏まえ、「平成29年度与党税制改正大綱」や「経済財政運営と改革の基本方針2018」等に基づき、ユーザー負担の軽減等及び今年10月の消費税率引き上げによる需要を平準化するため、**約1,320億円規模の自動車税の税率引下げ(恒久減税)**、**環境性能割の特例の実施(2019年10月から1年間に取得した自家用乗用車について1%軽減)**及び**エコカー減税及びグリーン化特例の延長**等を行う。

今税制改正での措置事項	30年 (2018年) 4月	31年 (2019年) 4月	31年 (2019年) 10月	32年 (2020年) 4月
車体課税の抜本的見直し	消費税率10%へ引上げ			
			自動車税の税率引き下げ (恒久減税)	
			消費税引き上げによる 需要平準化対策の実施	
	自動車取得税	エコカー減税	エコカー減税 見直し・延長	廃止
	自動車重量税	30年 (2018年) 5月 エコカー減税	31年 (2019年) 5月 エコカー減税 見直し・延長	
自動車税	グリーン化特例		グリーン化特例 延長 2021年4月1日以降、見直し	
			環境性能割導入・税率区分の見直し	
軽自動車税	グリーン化特例		グリーン化特例 延長 2021年4月1日以降、見直し	
			環境性能割導入	

自動車税の税率引下げ（恒久減税）（自動車税）

- 消費税率10%への引き上げにあわせ、ユーザー負担の軽減及び需要の平準化等のため、**2019年10月1日以降に新車新規登録を受けた自家用乗用車（登録車）**について、**約1,320億円規模の自動車税率の引き下げ（恒久減税）**を行う。
- 引下げにあたっては、**多くの自動車ユーザーの負担を軽減すべく、登録車販売台数の約9割を占める小型車（2,000cc以下）**を中心とし、これらの区分では最大4,500円、**現行税率から10～15%程度**の大幅な**恒久減税**が実現。全排気量で自動車税が引き下げられるのは、1950年の**制度創設以来初めて**。



税率区分	660cc超1,000cc以下	1,000cc超1,500cc以下	1,500超2,000cc以下	2,000cc超2,500cc以下	2,500cc超～
引下げ幅	▲4,500	▲4,000	▲3,500	▲1,500	▲1,000

- 消費税率引上げ時に駆け込み需要とその反動減を生じさせることがないよう、耐久消費財である自動車の需要の平準化を図るため、**2019年10月からの1年間に購入された自家用自動車・軽自動車（中古を含む）について、時限的特例措置として、環境性能割の税率を1%分を軽減**する。
- 環境性能割の税率適用区分については、環境インセンティブを強化するため、自家用乗用車（登録車）に係る税率の適用区分を見直すが、軽自動車については現行維持とする。

	2016年度税制改正で決定した基準		2019年10月1日～2021年3月31日 (～2020年9月30日までの1年間は時限的軽減：赤字)	
	登録車	軽自動車	登録車	軽自動車
電気自動車等（※）	非課税	非課税	非課税	非課税
2020基準 + 20%	非課税	非課税	非課税	非課税
2020基準 + 10%	非課税	非課税	1% ⇒ 非課税	非課税
2020基準達成	1%	1%	2% ⇒ 1%	1% ⇒ 非課税
2015基準 + 10%	2%	2%	3% ⇒ 2%	2% ⇒ 1%
上記以外の自動車	3%	2%	3% ⇒ 2%	2% ⇒ 1%

消費税引き上げに係る需要平準化対策

2019年10月1日～2020年9月30日までの間に取得した自家用乗用車については、本税率から▲1%軽減

※電気自動車等：
電気自動車、燃料電池車、プラグインハイブリッド車、天然ガス自動車、クリーンディーゼル車

エコカー減税（自動車取得税・自動車重量税）の見直し・延長（自動車取得税・自動車重量税）

延長

- 自動車重量税のエコカー減税については、政策インセンティブを強化する観点から見直しを行う一方、今年10月の消費税率引上げ時の影響に十分配慮するため、**減税及び免税対象は現状維持とした上で2年間延長**する。
- **自動車取得税**については、**消費税率10%引き上げ時に廃止**する。また、廃止までのエコカー減税を延長する。

自動車取得税

	2018年4月1日～ 2019年3月31日		2019年4月1日～ 9月30日
電気自動車等 (※)	非課税	➡	非課税
2020基準 + 60%	非課税		非課税
2020基準 + 50%	非課税		非課税
2020基準 + 40%	非課税		非課税
2020基準 + 30%	▲ 8 0 %		▲ 5 0 %
2020基準 + 20%	▲ 6 0 %		▲ 5 0 %
2020基準 + 10%	▲ 4 0 %		▲ 2 5 %
2020基準達成	▲ 2 0 %		▲ 2 0 %

自動車重量税

	2018年5月1日～ 2019年4月30日			2019年5月1日～ 2021年4月30日	
	初回車検	2回目車検		初回車検	2回目車検
電気自動車等 (※)	免税	免税	➡	免税	免税
2020基準 + 90%	免税	免税		免税	免税
2020基準 + 50%	免税	免税		免税	
2020基準 + 40%	免税			免税	
2020基準 + 30%	▲ 7 5 %			▲ 5 0 %	
2020基準 + 20%	▲ 7 5 %			▲ 5 0 %	
2020基準 + 10%	▲ 5 0 %			▲ 2 5 %	
2020基準達成	▲ 2 5 %			▲ 2 5 %	
2015基準 + 10%	本則税率			当分の間税率	

※電気自動車等：
電気自動車、燃料電池車、プラグインハイブリッド車、天然ガス自動車、クリーンディーゼル車 4

グリーン化特例（自動車税・軽自動車税）の見直し・延長

延長

- グリーン化特例については、環境性能割が自動車税・軽自動車税に導入されることを契機に、**適用対象を電気自動車等に限定**する。
- ただし、今年10月の消費税率引上げに十分配慮し、**2021年4月1日以後に新車新規登録又は最初の新規検査を受けた自家用乗用車から適用**することとし、**それまでの間は現行制度を単純延長**する。

	2017年4月1日～ 2019年3月31日			2019年4月1日～ 2021年3月31日			2021年4月1日～ 2023年3月31日		
	登録車	軽自動車		登録車	軽自動車		登録車	軽自動車	
電気自動車等（※）		▲ 7 5 %	→		▲ 7 5 %	→	▲ 7 5 %	▲ 7 5 %	
2020基準 + 50%	▲ 7 5 %			▲ 7 5 %			▲ 5 0 %		
2020基準 + 40%									
2020基準 + 30%									
2020基準 + 20%	▲ 5 0 %	▲ 2 5 %		▲ 5 0 %	▲ 2 5 %				
2020基準 + 10%									

※電気自動車等：
電気自動車、燃料電池車、プラグインハイブリッド車、天然ガス自動車、クリーンディーゼル車

（参考 1）平成 3 1 年度与党税制改正大綱

【車体課税】（「検討事項」抜粋）

自動車関係諸税については、技術革新や保有から利用への変化等の自動車を取り巻く環境変化の動向、環境負荷の低減に対する要請の高まり等を踏まえつつ、国・地方を通じた財源を安定的に確保していくことを前提に、その課税のあり方について、中長期的な視点に立って検討を行う。

(参考2) 平成29年度与党税制改正大綱

【車体課税の見直し】(抜粋)

なお、消費税率10%への引上げの前後における駆け込み需要及び反動減対策に万全を期す必要があり、自動車をめぐるグローバルな環境、自動車に係る行政サービス等を踏まえ、簡素化、自動車ユーザーの負担の軽減、グリーン化、登録車と軽自動車との課税のバランスを図る観点から、平成31年度税制改正までに、安定的な財源を確保し、地方財政に影響を与えないよう配慮しつつ、自動車の保有に係る税負担の軽減に関し総合的な検討を行い、必要な措置を講ずる。

(参考3) 経済財政運営と改革の基本方針2018 (平成30年6月15日閣議決定)

第3章「経済・財政一体改革」の推進(抜粋)

2. 2019年10月1日の消費税率引上げと需要変動の平準化

(4) 耐久消費財対策

2014年4月の消費税率引上げ時に耐久消費財を中心に駆け込み需要とその反動減が生じたことを踏まえ、2019年10月1日の消費税率引上げに際し、税率引上げ後の自動車や住宅などの購入支援について、需要変動を平準化するため、税制・予算による十分な対策を具体的に検討する。

(参考4) 車体課税 (自家用乗用車) の概要

- ①購入時 (取得段階) と②毎年の保有状況 (保有段階) に応じ、3つの車体課税 (①自動車取得税、②自動車重量税、③自動車税or軽自動車税) あり。
- 登録車と軽自動車で税額や課税方法が異なる。



取得段階

課税時期

購入時

取得価額 × 3%

+エコカー
減税

自動車取得税
【都道府県税】

取得価額 × 2%

※消費税10%引上げ時 (2019年10月1日) に廃止→自動車税/軽自動車税に環境性能に応じて課税を行う**環境性能割**が導入予定

保有段階

+新規登録時
+車検時

(車体重量 (0.5トン毎) に応じ/年)

2,500円 (エコカー/本則税率)

4,100円 (非エコカー)

5,700円 (13年経過車)

6,300円 (18年経過車)

当分の間税率

+エコカー
減税

自動車重量税
【国税】

(定額/年)

2,500円 (エコカー/本則税率)

3,300円 (非エコカー)

当分の間税率

毎年 排気量に応じ

(29,500円 (1000cc以下) ~

111,000円 (6500cc以上))

自動車税
【都道府県税】

+グリーン
化特例

軽自動車税
【市町村税】

(定額/年)

10,800円

※11年経過のディーゼル車 (ガソリン車、LPG車は13年経過) は概ね15%重課
※自動車税の税率は2018年12月時点。2019年10月以降の新車より恒久減税 (25,000~110,000円)

※2015年4月に新車から増税 (7,200円⇒10,800円)
※13年経過車 (電気自動車除く) は概ね20%重課